

平成 28 年度
事業報告

平成 28 年 4 月 1 日 から
平成 29 年 3 月 31 日 まで

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



はじめに

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、安全かつ公正な環境のもとでスポーツに親しみ、楽しみ、またはそれを支える活動に参画する機会が確保されなければならないことは、スポーツ基本法が求める基本理念である。

ドーピングは、アスリートに重大な健康被害をもたらすことはもとより、スポーツに親しみ、楽しみ、他者を尊重する等の「スポーツの価値」を根本から損ねるものであり、社会的な問題である。

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「当機構」という。）は、ドーピングのない公正・公平な条件のもとにスポーツに取り組むという、アスリートの基本的な権利を擁護することのみならず、スポーツの振興および健全な発展に寄与するという使命および社会的意義を認識し、その目的を達成すべく、アンチ・ドーピング活動を展開している。

当機構の平成 28 年度における事業活動の実施状況は以下のとおり。

I 事業活動

1. ドーピング検査

（1）ドーピング検査の実施

世界アンチ・ドーピング規程および国際基準に準拠した「日本アンチ・ドーピング規程」に従って、「2017 年冬季アジア札幌大会」、国内の主要競技大会、および国民体育大会における「競技会検査」、ならびに公的助成金受給対象競技者を主な対象とした「競技会外検査」を実施した。本年度の実績は次のとおり。

①検査実施数

＜全体＞

	当機構主催	IF/WADA 他委託	項目計
競技会検査	3,513	617	4,130
競技会外検査	2,051	141	2,192
合 計	5,564	758	6,322

（上記の内、血液検体の検査数）

＜内、血液＞

	当機構主催	IF/WADA 他委託	項目計
競技会検査	25	12	37
競技会外検査	310	64	374
合 計	335	76	411

②アンチ・ドーピング規則違反の発生状況（平成 28 年度 5 件）

競技種目	違反内容（物質）	制裁内容
*未成年のため 非公開	メチルエフェドリン [Methylephedrine]	・競技成績の失効 ・資格停止：10 ヶ月
ボディビル	ドロスタノロン、クレンブテロール [Drostanolone] [Clenbuterol]	・競技成績の失効 ・資格停止：3 年 9 ヶ月
ボディビル	メタンジエノン [Metandienone]	・競技成績の失効 ・資格停止：4 年
ボディビル	1-テストステロン、1-アンドロステンジオン [1-Testosterone] [1-Androstendione]	・競技成績の失効 ・資格停止：4 年
サッカー	メチルヘキサミン [Methylexamine]	・競技成績の失効 ・譴責

（２）ドーピング検査員の養成

ドーピング検査を適切に実施するためには、検査に必要とされる専門的知見を有し、最新の規則を遵守することができるドーピング検査員（DCO）の確保が不可欠である。ドーピング検査に関する国際基準により、検査員は、新規の認定および認定更新を受けるための研修プログラムを受講することが義務付けられている。本年度は、ドーピング検査員養成講習会を 5 回（新規認定：1 回、更新認定：4 回）開催し、123 名の参加があった。また、「ラグビーワールドカップ 2019」、「第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）」および「東京 2020 パラリンピック競技大会」等の大規模競技大会に向けての検査員育成計画を策定し、教材作成などに着手した。

（３）血液検査実施に係る体制整備

尿検査のみでは検出できない禁止物質があるため、ドーピング検査の実効性向上およびアンチ・ドーピング活動の強化においては、血液検査の実施が必須の要件となっている。これを推進するため、医師ないし看護師が血液検体の採取をおこなうにあたって、検査の完全性と手続の適正を確保すると同時に、医学的および法的な観点を踏まえた「日本国内ドーピング検査における採血に関する指針」を昨年度に策定した。本年度はこれに基づく「採血者（Blood Collection Officer）の養成プログラム」を策定した。

（４）インテリジェンス体制の構築

巧妙な手法によってアンチ・ドーピングのルールをすり抜けようとする事案に対処できるようにするため、検査以外の方法による捕捉体制の強化が必要となっている。世界アンチ・ドーピング規程、および検査とドーピング捜査に関する国際基準において義務化されたインテリジェンス体制の構築に向けて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）との連携のもと、各種検討、課題の精査等を適宜おこなうとともに、WADA や、インテリジェンス分野で先端的な活動を実施している米国のアンチ・ドーピング機関（USADA）から専門家を招聘し、関係者で

のワークショップを開催した。また、株式会社 LSI メディエンスとの連携のもとアスリートの生体指標を継続して観察するための「アスリートバイオリジカルパスポート（ABP）」の運営をおこなった。

（５）ドーピング検査技術研究開発

アスリートへの負担の少ない新たな検査手法の導入、および巧妙化が進むドーピングに対応するため、高度で効率的な分析技術の開発を目指すべく、分析および研究開発に関する知見を豊富に備えた関係機関との連携のもと、以下のテーマを設定し研究をおこなった。今年度の研究から得られた成果に加えて、新たな具体的な課題抽出など、来年度以降の研究開発に道筋をつけることができた。

- ① 血液試料を用いたテストステロン製剤のドーピング検出法の開発（LSI メディエンス）
- ② 成長ホルモン関連マーカーの網羅的測定法の開発（日本分析センター）
- ③ 低酸素誘導性因子 HIF を活性化する物質の網羅的検出法の開発（東北大学）

２．教育啓発・情報提供

（１）アンチ・ドーピング研修会の実施

当機構職員、およびアンチ・ドーピング教育活動のために養成した講師等により、検査対象者登録リスト登録アスリート（RTPA）を含むトップレベルのアスリートを主な対象として、アンチ・ドーピングに関する研修会を実施した。アスリートの年齢層もしくはパフォーマンス層に見合った研修内容とする等、効果的な実施のための施策に加え、アスリートのみならずコーチ、監督やトレーナー、医師等の出席も促した結果、約 4,400 名の参加者を得た。また、加盟団体等の教育担当者を対象とした、アンチ・ドーピング講師養成講習会を合計 3 回（95 名参加）実施することで、加盟団体が自律してアンチ・ドーピング教育・啓発活動が推進できる体制の支援をおこなった。

（２）アウトリーチプログラムの実施

アスリートのみならずより多くの人々がスポーツの価値やアンチ・ドーピングに関するメッセージに触れる機会を創設するため、アスリートおよびその関係者、また競技場に来場する一般市民を対象として、競技会会場にブースを展開し、アンチ・ドーピング活動の概念や意義についての情報を発信するアウトリーチプログラムを計 84 回実施し、その参加者は約 12,000 名となった。また、各競技団体が自身のスポーツにおける価値を高める活動を推進し、スポーツの未来を護り育てるために、競技団体自らが主体となってアウトリーチプログラムを展開できる体制支援をおこなった。

（３）教育・啓発に関する指南書の作成、プログラム一覧の提供

各競技団体が、より一層主体性を発揮し、所属アスリートおよびその関係者に対してアンチ・ドーピングに関する情報提供や教育を効果的に推進して行くための支援として、当機構が提供しているアンチ・ドーピング教育・啓発プログラムを纏めた「アンチ・ドーピング教育・啓発に関する指南書」を作成し、当機構の加盟団体に対して解説をおこなった。また、本指南書に付随して、当機構の国内向けの教材を体系的に整理した「アンチ・ドーピング教育・啓発プログラム一覧」を作成し、加盟団体が自ら活動を推進するための環境整備をおこなった。

（４）教育活動の協力者（講師等）養成

教育・啓発活動、および情報発信の機会拡充のため、当機構職員以外に同活動に携わることができる協力者を養成することを目的として、「アンチ・ドーピング研修会の講師を育成するための講習会」および「アウトリーチプログラムにおける運営補助員養成のための大学生を対象とした講習会」を実施した。また、加盟団体が主体となって活動するための支援として、「加盟団体等の教育担当者向け講師養成講習会」を３回実施した。

（５）高等学校を中心とした「スポーツの価値」に基づく教育の実践

「スポーツの価値」を基盤とした教育活動は、アンチ・ドーピングを通して社会や生き方に対する教養を育み、グローバル人材を育成することを目的としており、体系的な教育モデルの確立を目指して、前年度から継続して各県の協力を得て「モデル校」の設定を推進した。本年度は札幌市、山形県、和歌山県、福岡県、鹿児島県でモデル校の実績ができ、また、千葉県、岡山県、静岡県に対しても教育委員会等を通して本事業の紹介をおこなった。さらに、それらモデル校での実践例をより広く共有するため「スポーツの価値を基盤とした授業づくり」のワークショップを開催、授業研究発表会をおこなうとともに、指導案作成ワークショップをおこなった。

（６）最新情報の収集活動

諸外国における最新の活動や情報を収集し、国内における教育啓発活動、教材等を作成した。また、アスリートおよび指導者等に情報提供をおこなうため、国際競技大会等へ職員等を派遣する事業をおこなった。本年度の主な活動は次のとおり。

- ① DCO および検査担当職員のリオデジャネイロ オリンピック／パラリンピックへの派遣
- ② 英国のアンチ・ドーピング機関（UKAD）への教育担当職員の派遣
- ③ 米国および豪州のアンチ・ドーピング機関（USADA）、（ASADA）から教育責任者を招聘し、アンチ・ドーピング教育啓発に関する情報共有を実施

（７）公認スポーツファーマシストの養成

最新のアンチ・ドーピングに関する知識を有する薬剤師の養成を図るための認定プログラムを

実施した。本年度も、基礎講習会と実務講習、および認定試験を通じた養成事業を継続して実施した。平成 29 年 4 月 1 日時点で認定者数は 7,894 名となる。(前年同日比 945 名増)
なお、公認スポーツファーマシスト認定制度は、日本が世界に先駆けて導入した制度であり、国際貢献活動の一環として他国への導入支援活動も展開している。

(8) 使用可能薬判定システム (Global DRO) の利用促進

当機構は、薬や成分に禁止物質／方法が含まれているかを検索できる「Global Drug Reference Online」(Global DRO)に参画し、そのメンバーである米国、英国、カナダ、オーストラリア、スイスの 5 か国のアンチ・ドーピング機関と定期的に情報共有をおこない、国内におけるその利便性を高めるための対応を継続的におこなっている。本年度は同システムの運営主体組織である米国の USADA からシニアサイエンスディレクター、スイスのアンチ・ドーピング機関より担当の薬剤師を招聘し、DRO に関する情報共有のためのワークショップを実施した。また、日本語版 WEB サイト「Global DRO JAPAN」のリニューアルに伴い、最新の情報を掲載したリーフレットを作成した。加えて、アンチ・ドーピング研修会等での紹介など利用を促進している。DRO の検索数は、平成 24 年度の開始年からは約 5 倍、昨年比では約 1.3 倍の増加となっている。

(9) その他の主な教育啓発活動

- ① スポーツのインテグリティに対するトップアスリートの認識を把握するために、『トップアスリートはスポーツのインテグリティに関する問題（ドーピング、八百長、差別など）をどのように捉えているか』という視点での社会意識調査をおこなった。
- ②平成 26 年度に制作した「PLAY TRUE BOOK:アスリートガイド」を見直し、スポーツの価値、アスリートとしての役割と責務、権利についてより明確化をし、検査対象者レベルのアスリート、サポートスタッフ等を対象として配布した。

3. 国際貢献

(1) アジア・オセアニア国際アンチ・ドーピング・セミナーの開催

「2017 年冬季アジア札幌大会」のプレイベントの位置づけとして、札幌において 12 月にセミナーを開催した。今年度は、31 か国・地域 65 名の参加があった。開催 10 回目の記念開催である本セミナーは、全 4 日間の日程で実施、例年の WADA、Institute of National Anti-Doping Organizations (iNADO)からの招聘者による最新情報の提供や、各国招聘者によるグループディスカッションに加え、WADA のアスリート委員と当機構のアスリート委員によるパネルディスカッションなどを実施した。このほか、札幌市立高校 2 校による「スポーツの価値を基盤とした授業」の発表や、アスリートを中心としてセミナー招聘者および札幌市の高校生を交え、体を動かしスポーツの価値に関して考え・表現するアクティビティー (NewMo!) の実施などをおこなった。また、セミナー最終日には、札幌時計台にて「アンチ・ドーピングを通じたス

スポーツの価値を札幌から世界へ」と題した特別イベントを開催し、スポーツ庁長官、札幌市長からのメッセージ、WADA/JADA アスリート委員ならびに北海道にゆかりのあるオリンピックからのメッセージ発信に加え、2校の代表高校生による発表がおこなわれ、新聞、テレビ等のメディアでも取り上げられた。

(2) 教育パッケージの完成と展開

アンチ・ドーピング教育のグローバル戦略として、主にユース世代を対象にアンチ・ドーピングを通してスポーツの価値を基盤とした教育が世界各国で実施されることを目標に、教育資材をパッケージ化した教材の導入に取り組んだ。本年度は「スポーツの価値教育」と「アンチ・ドーピングのルール」に関する英語教材を、ガイドブックおよびレスンプラン（指導要領）とセットにした1つのパッケージとして完成させ、51か国に展開した。また、教育パッケージに関する情報を掲載した専用のWEBサイトを構築し、世界各国から教材の申し込みができるようにした。

(3) 中核的人材の育成、および専門知識を持った医療関係者の育成支援

アンチ・ドーピングを通じた国際貢献として、アンチ・ドーピング活動が発展段階である国において中核的な存在となるアスリート等の育成、ならびに専門知識を持った医療関係者の育成支援を目的として、本年度は主に次の施策をおこなった。

- ① 10名のアスリートへのインタビュー記事を「PLAY TRUE トーチリレー」において展開
- ② 国際競技団体（IF）、国内競技団体（NF）と連携し、日本国内で開催される国際競技大会にてアンチ・ドーピング啓発活動を実施、大会参加選手へクイズや研修会等の実施、SNSを通じた大会参加選手によるコメントの発信等、幅広い層への啓発活動を展開
- ③ 他国のアンチ・ドーピング機関への情報提供として、「公認スポーツファーマシスト制度」の枠組みを紹介するリーフレット（英・仏語）と映像（英語）をPLAY TRUE 2020 特設プロジェクトWEBサイト上で展開

(4) アンチ・ドーピング活動が発展段階である地域への活動支援

アンチ・ドーピング活動が発展段階である国や、地域アンチ・ドーピング機関（Regional Anti-Doping Organization [RADO]）を対象として、専門的な知識や経験を有する人材の確保・育成のため、アジア・オセアニア地域諸国等への支援対応を継続して実施した。本年度の主な活動実績は次のとおり。

- ① ダナン（ベトナム）で開催された第5回アジア・ビーチ・ゲームスへ職員2名と検査員2名を派遣、現地アンチ・ドーピング機関職員への事前研修をおこないながら、ドーピング検査に関する運営・実施を支援
- ② 2017年冬季アジア札幌大会において、カザフスタンから2名のドーピング検査員を受け入れ、総合国際競技大会で活動するための知識・力量を獲得するための研修を実施

(5) その他の主な国際貢献活動

- ① ヨルダンのアンチ・ドーピング機関（JADO）から、教育啓発の担当者 1 名を招聘し研修を実施、自国での教育パッケージの活用について支援をおこなった。
- ② 10 月に開催された、スポーツ庁主催の「スポーツ・文化・ワールドフォーラム」において、教育パッケージの展示を実施、パナマ、フィジー、リトアニア等の各国政府関係者より 18 件の問い合わせがあった。

4. その他の事業

(1) サプリメント製品の安全情報提供

サプリメント製品についての安全情報を提供するため、認証プログラムを改定し、体制拡充をおこなった。

(2) アンチ・ドーピング活動に関する協賛事業

事業規模の拡大に伴う活動資金獲得のため、協賛事業の体制構築をおこなった。

Ⅱ 管理・運営

（１）組織運営体制の強化

「ラグビーワールドカップ 2019」、「第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）」および「東京 2020 パラリンピック競技大会」等の世界的に注目を集める大規模な国際的競技大会の開催を控え、ドーピング撲滅への社会的要請が一層高まるなか、当機構を取り巻く環境変化に迅速かつ適格に対応し、事業目的を達成するための組織機動力強化を図る組織改編（部制の導入）を実施した。

（２）品質管理の国際規格認証の維持・継続

平成 20 年度に取得した「ドーピング検査の推進・管理体制に係る品質管理の国際規格」（ISO9001）について、認証の維持対応を行なった。同マネジメントシステムの枠組みにおいて、要求事項への適合に係る自主点検と継続的改善を通じて、当機構が行なうドーピング・コントロール全体の高い品質の維持に努めている。

（３）情報セキュリティ管理に関する国際規格認証取得に向けた取組み

個人情報を初めとする情報の適切な安全管理体制を構築し、様々な脅威から情報を保護するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の枠組みを策定し運用を開始、ISMS に係る国際規格（ISO27001:2013&JIS Q27001:2014）の認証取得に向けての準備が本年度末までに完了した。

Ⅲ 法人の概要

1. 定款に定める目的および事業内容

スポーツの価値の保全及び向上のため、アンチ・ドーピング活動を推進し、全ての競技者が公正・公平な条件のもとに競技に取り組むことができる環境を整え、もってスポーツの振興及び健全な発展を図ることを目的とする。

- （１）アンチ・ドーピングに係る基本計画を策定すること。
- （２）アンチ・ドーピングに係る検査を実施すること。
- （３）アンチ・ドーピングに係る教育及び啓発を行うこと。
- （４）アンチ・ドーピングに係る調査及び研究をすること。
- （５）アンチ・ドーピングに係る情報の収集及び管理を行うこと。
- （６）アンチ・ドーピングに関する検査の指導及び支援を行うこと。
- （７）アンチ・ドーピングに係る諸事業の推進体制を整備すること。
- （８）前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2. 主たる事務所の所在地（定款第2条関係）

東京都北区西が丘3-15-1 国立スポーツ科学センター内

3. 評議員の状況（定款第13条関係）

評議員（35名） 平成29年3月31日現在

青木 剛	(公財)日本オリンピック委員会 副会長
荒木田 裕子	(公財)日本バレーボール協会 強化事業本部 本部長兼女子 GM
池田 めぐみ	(公財)山形県体育協会 スポーツ指導員
石井 甲一	(公社)日本薬剤師会 副会長
石川 哲也	神戸大学 名誉教授
泉 正文	(公財)日本体育協会 専務理事
岡崎 助一	(公財)日本体育協会 副会長
岡田 正治	(公財)全国高等学校体育連盟 会長
笠原 一也	NPO 法人日本オリンピック・アカデミー 会長
河合 純一	(一社)日本パラリンピアンズ協会 会長
川原 貴	(公財)日本体育協会 アンチ・ドーピング部会長
菊山 直幸	(公財)日本中学校体育連盟 専務理事
小松 裕	衆議院議員
齋藤 浩	(公社)日本パワーリフティング協会 名誉会長
酒井 宏哉	(公財)日本スケート連盟 理事
佐々木 秀幸	(公財)日本陸上競技連盟 顧問
佐野 和夫	(公財)日本水泳連盟 名誉顧問
篠宮 稔	(公社)日本ウエイトリフティング協会 常務理事
杉山 茂	スポーツプロデューサー
陶山 哲夫	(公財)日本障がい者スポーツ協会 理事・医学委員長
瀧澤 康二	(公財)日本体操協会 特別顧問
竹田 恆和	(公財)日本オリンピック委員会 会長
田嶋 幸三	(公財)日本サッカー協会 会長
玉利 齋	(公社)日本ボディビル・フィットネス連盟 会長
野端 啓夫	(公財)日本野球連盟 専務理事
蓮沼 隆	(公財)日本ラグビーフットボール協会 副会長
平野 一成	(公財)日本オリンピック委員会 エリートアカデミーディレクター
福井 烈	(公財)日本テニス協会 常務理事
福田 富昭	(公財)日本レスリング協会 会長

真下 昇	(一社)日本トップリーグ連携機構 副専務理事
水野 正人	(公財)日本オリンピック委員会 名誉委員
村里 敏彰	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 国際局長
森 喜朗	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 会長
山口 香	筑波大学 体育系 准教授
山脇 康	(公財)日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会 委員長

4. 役員の状況（定款第 28 条関係）

理事（7 名）・監事（2 名）平成 29 年 3 月 31 日現在

代表理事 会長	鈴木 秀典	日本医科大学大学院医学研究科 教授
代表理事 副会長	赤間 高雄	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授
代表理事 理事長	河野 一郎	筑波大学 学長特別補佐
代表理事 専務理事	浅川 伸	(公財)日本アンチ・ドーピング機構 専務理事
理 事	田邊 陽子	日本大学法学部 准教授
理 事	辻居 幸一	中村合同特許法律事務所 弁護士
理 事	山澤 文裕	丸紅株式会社 丸紅健康開発センター長
監 事	荒川 真司	成和総合会計事務所 公認会計士
監 事	岩崎 仁弥	行政書士岩崎経営法務研究所 行政書士

5. 職員の状況

職員数 32 名 平成 29 年 3 月 31 日現在 （前事業年度末比 2 名増）

※職員数に期間の定めのある雇用契約による者を含む、出向者を除く

※上記のほか、臨時の職員（パートタイマー）4 名在籍 （前事業年度末比 増減なし）

6. 加盟団体に関する事項（定款第 49 条関係）

加盟団体数 86 団体 平成 29 年 3 月 31 日現在

なお、平成 28 年度の新規加盟団体は以下のとおり。

（加盟順）

- 一般社団法人日本ボビナム協会
- 公益財団法人全日本弓道連盟
- 一般社団法人日本サーフィン連盟
- 公益財団法人日本チアリーディング協会

【機密性 2 情報】

平成 2 8 年度事業報告 附属明細書

平成 2 8 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 3 4 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構